

市ヶ谷情報センター料金細則

規定第618号

一部改正 2001年 4月 1日 2002年 4月 1日 2003年 4月 1日
2004年 4月 1日 2006年 4月 1日 2007年 4月 1日
2008年 4月 1日 2009年 4月 1日 2012年 4月 1日
2015年 4月 1日 2016年 4月 1日

第1条 この細則は、市ヶ谷情報センター利用規程（以下「利用規程」という。）第8条に基づき、市ヶ谷情報センター（以下「センター」という。）の利用に伴う料金について規定するものとする。

第2条 利用規程第2条第1号及び第4号のセンター利用者は、別表に掲げる料金を支払わなければならない。

2 料金は、申請者又は支払責任者が支払うものとする。

3 オンデマンドプリンター利用料金については、センターにて定めるものとする。

第3条 支払われた料金は、特別の事情がない限り、返還しない。

第4条 この細則の改廃や利用料金の改訂は、センター運営委員会及び総合情報センター運営委員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この細則は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定に伴い、法政大学市ヶ谷計算センター料金細則を廃止する。
- 3 この細則は、2003年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この細則は、2004年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この細則は、2006年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この細則は、2007年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この細則は、2008年4月1日から一部改正し施行する。
- 8 この細則は、2009年4月1日から一部改正し施行する。
- 9 この細則は、2012年4月1日から別表を改正し施行する。
- 10 この細則は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 11 この細則は、2016年4月1日から一部改正し施行する。

別表（利用登録料金）

法政大学学則、法政大学大学院学則、法政大学専門職大学院学則に定めのある学生（特別学生含む。）については、センターの利用登録料を学費に含めて徴収する。

法政大学通信教育部学則に定める学生に対する利用料については、年度ごとに以下の料金を適用する。なお、年度中9月末日までに卒業・退学・除籍となった学生のうち、本人の申し出があった場合に限り、利用登録料金の半額（3,000円）を返金する。

区分	利用登録料金	利用期間
市ヶ谷情報センター情報教育設備の利用を希望する者	6,000円	4/1～3/31
	3,000円	10/1～3/31

(追49)